

広島県不妊検査費等助成事業の概要

広島県では、将来子どもを授かることを望むご夫婦や不妊に悩む方への支援として、治療の段階に応じ、助成事業を設けています。

こちらの制度では、夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、検査・治療費の一部を助成しています。「もしかして不妊かも？」とお悩みの方だけでなく、「将来子どもが欲しい」と思っている方は、夫婦そろって、不妊検査からスタートしてみませんか？

1 助成を受けることができる人

助成対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

1	<input type="checkbox"/>	申請日時点で婚姻している夫婦（事実婚を含む ^{※1} ）
2	<input type="checkbox"/>	申請日時点で県内に住所を有すること（夫婦のいずれか一方が県内に住所を有すれば可）
3	<input type="checkbox"/>	不妊検査開始時の妻の年齢が 35歳未満 であること ^{※2}
4	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに不妊検査を受けていること （原則、夫婦のいずれかが検査を開始して概ね3か月以内にもう一方が検査すること ^{※3} ）

※1 令和3年1月1日以降に終了した検査・治療から対象となります。

※2 新型コロナウイルスによる特例措置

新型コロナウイルス感染防止のために不妊検査・一般不妊治療を延期した方については、次のとおり年齢要件を緩和します。

【対象者】

令和2年3月31日時点で妻の年齢が34歳の夫婦

（昭和60年4月1日～昭和61年3月31日生まれの方）

【特例措置】

年齢要件を「不妊検査開始時の妻の年齢が**36歳未満**であること」に緩和します。

※3 夫婦それぞれの検査開始日が概ね3か月以上離れている場合は、別途「申立書」の添付が必要です。

2 助成対象

夫婦が受けた不妊検査・一般不妊治療に係る費用のうち、医師が認めたもの

【対象となる一般不妊治療の例】

タイミング療法、薬物療法、人工授精など（この他、医師が認めた検査・治療は対象となります。）

【留意事項】

- ・医療保険の適用の有無は問いません。
- ・検査開始から**2年以内**の費用であること。
- ・院外処方については、領収書がある場合のみ含めることができます。
- ・証明書の作成料が発生した場合は、助成対象金額に含めることができます。

3 助成額と助成回数

助成額	助成対象となる不妊検査・一般不妊治療に係る 自己負担額の合計の1/2 （千円未満切り捨て。 上限5万円 。）
助成回数	1夫婦につき 1回限り

4 申請書類

申請様式は、各申請窓口での配布、県ホームページからダウンロードできる他、電子申請が可能です。

①	<input type="checkbox"/>	不妊検査費等助成事業申請書 (様式第1号)	
②	<input type="checkbox"/>	不妊検査費等助成申請に係る証明書 (様式第2号)	夫婦が別の医療機関で受診した場合は、それぞれの医療機関が作成した証明書が必要です。
③	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本又は全部事項証明書(原本)	※事実婚の場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です(重婚でないことを確認します。)
④	<input type="checkbox"/>	広島県内の住所を確認できる住民票 (申請日の3ヶ月以内に発行された原本)	※事実婚の場合は、世帯全員記載、続柄記載のものを取得してください。 ※申請者の住所等を住基ネットで確認することを①において承諾する場合は、住民票の添付を省略できます(ただし、事実婚の場合を除く)。
⑤	<input type="checkbox"/>	振込先口座の通帳の写し (口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁)	※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳画面の写し等を提出してください。 (口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等申請書に記載の内容を確認できるもの)
⑥	<input type="checkbox"/>	(院外処方がある場合のみ) 院外薬局の領収書の写し	※処方箋の発行医療機関名、発行日が確認できるものがが必要です。
⑦	<input type="checkbox"/>	(事実婚の場合のみ) 事実婚関係に関する申立書(様式第6号)	

※添付書類(住民票等)は、すべて個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご用意ください。

5 申請期限

次のいずれか早い時に該当した日の翌日から起算して、原則2か月以内に申請してください。

(1) 不妊検査・一般不妊治療を終了した時

※不妊検査・一般不妊治療を終了した時とは、「妊娠が判明した時点」、「特定不妊治療にステップアップしたとき」、「これ以上不妊検査・一般不妊治療を継続しない事を担当医と決定した時点」となります。

(2) 不妊検査の開始日から2年を経過した時(ただし、治療期間が2年間の場合のみ)

※夫婦の自己負担額が10万円以上となった場合、上記(1)、(2)に該当しない場合でも、申請が可能となります。

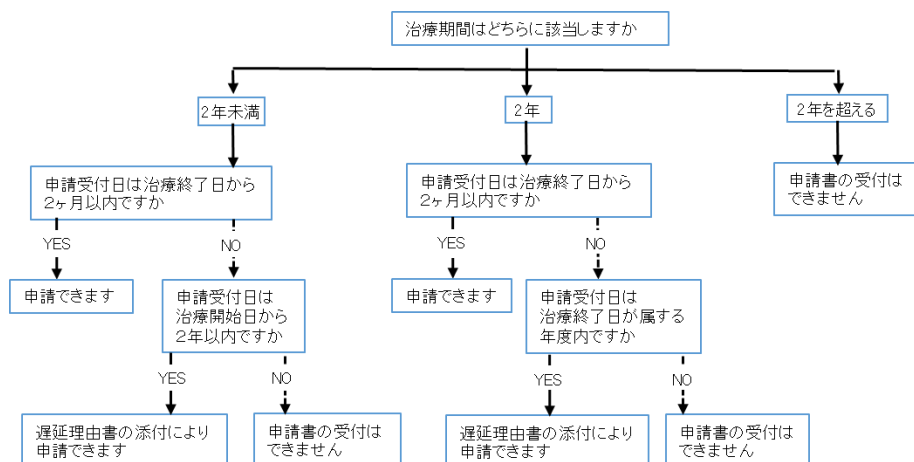
この場合、医療機関の証明書は直近の受診日までを作成してください。

また、証明書に記載される直近の受診日から2か月以内に申請してください。

～検査・治療期間の考え方(開始日～終了日)～

検査・治療開始日: 夫婦いずれか早い方・複数の医療機関の証明書がある場合は最も早い日

検査・治療終了日: 夫婦いずれか遅い方・複数の医療機関の証明書がある場合は最も遅い日



※申請書を県へ提出後、書類の不足等により県から修正指示を受けた場合には、その修正が完了した日が申請受付日となります。期限内に申請された場合でも、申請受付日が期限を超えると受理できないため、早めの申請をお願いします。

6 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

(1) **お住まいの市町の申請窓口（県の保健所・支所または広島県庁子供未来応援課）へ申請**

申請書類を揃えて窓口へ提出してください。（郵送可）なお、お住まいの市町毎の申請窓口は、「7 申請窓口」をご確認ください。

(2) **広島県電子申請システムでの申請**

電子申請システムにより申請する場合は、「4 申請書類」のうち、②～⑦の書類を「広島県庁子供未来応援課」へ郵送してください。（⑤～⑦については、電子申請システムにおいて、データ添付することも可能です。）

電子申請システムでの申請はこちら ⇒



7 申請窓口

お住まいの市町	申請窓口	所在地	電話番号
大竹市・廿日市市	西部保健所（保健課）	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
広島市(※)・安芸高田市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所（保健課）	広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-513-5526
呉市・江田島市	西部保健所呉支所（厚生保健課）	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所（保健課）	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所（保健課）	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
福山市・府中市・神石高原町	東部保健所福山支所（保健課）	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1417
三次市・庄原市	北部保健所（保健課）	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181

※広島市にお住まいの方は、広島県庁子供未来応援課（広島県庁本館（広島市中区基町 10-52）でも受付けています。

お問い合わせ

広島県健康福祉局子供未来応援課

☎082-513-3171

8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始除く）

申請様式のダウンロードや医療機関、よくある質問 Q&A、県内市町の助成制度など詳しくは広島県のホームページをご覧ください。

広島県 不妊検査

検索

